

元の生活を返せ訴訟 第38回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第38回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第38回口頭弁論：11月20日（水）9：50から

同時開催：第38回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2019年11月20日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義

本年1月以来，2ヶ月ごとに原告本人尋問を実施してきました。

表面上，いわきの日常は事故前と変わらないように見えるかもしれない。しかし，現在も放射能は身近な存在です。日々の生活について，食材について，水について，自然について，事故前とは各々の感じ方や対応は確実に変わっています。

今回の期日において，4人の原告の尋問を予定しています。事故直後から現在まで続く，いわき市の被害の実情がより明らかになっていくはずです。

第2 第38回口頭弁論の概要

1 原告

(1) 原告本人尋問

4人の原告本人尋問を予定しています。その各原告の概要について説明します。

① S. M（男性）

Sさんは，元教員で，原発事故当時はすでに退職し，ご自宅付近の団地の高齢者支援等をされていました。

そして，原発事故発生時には，避難したくても避難できない高齢者の存在にいち早く気づき，自分が避難してしまえばこの高齢者の方たちが水や食料などの必要物資を受け取ることができずに亡くなってしまうという可能性を認識し，その危機感から放射能の恐怖を押し殺して避難をしなかった方です。

Sさんとしては，避難できる場所もありしようと思えばすぐに避難できたのですが，支援していた高齢者から，「Sさんは避難しないよね」という悲痛な訴えを聞いて踏みとどまりましたそうです。

また，Sさんは避難指示区域からの避難者を受け入れる立場にあり，当時いわき市民の多くの方が経験した，受け入れ者側としての様々な辛さも経験した方です。

尋問では，その2つを柱にして，避難弱者といわれる方たちの苦難や避難者の受け入れ側としての苦難について，お話をさせていただく予定です。

② K. T（男性）

Kさん(76歳)は、定年退職するまで、いわき市内の高校で数学の教師として子どもたちの教育に携わってきました。そんなKさんは、冷静にも、低線量被ばく地域であるいわき市民の被害を、「中間被害者」と表現しています。

一時的に高濃度の被ばくを受けた人たちに対して、いわき市民は、低線量被ばく(どこと比較するか相対的なものですが)を8年あまり受け続けてきました。この思いは現在進行形で、実生活の中に、また、Kさんをはじめいわき市民の心の底流の中にあります。このような立場の人たちは、県内のいたるところにいます。このようないわば「中間被害者」には、この不幸に対して、あきらめ、無関心、逃避、過小評価、過大評価、対立等との葛藤が生じているとKさんは感じています。後世、孫や曾孫たちから「いわき市民は誰も声をあげなかったのか?」と問われることが、Kさんの今一番の恐れるところです。

こうした「中間被害者」であるいわき市民の被害を、Kさん自らの農地・水・環境保全向上対策地域協議会の活動で得た体験や、避難中の二重生活で交通事故に見舞われた恐怖体験、二女の流産という悲しい体験、その後も続く孫への健康不安と生活上・家族間の様々な葛藤などを通して立証します。

③ T. T (男性)

Tさんは、原発事故当時、内郷高野町の区長を務められていた方です。

皆さん、ご存知のように、内郷高野町は、山の恵みや川の恵みに恵まれた自然豊かな場所です。Tさんは、当時区長であったことから、避難することは出来ませんでした。Tさんは、孫らを避難させ、自らは、奥様と、区長として高野町に残り、高齢者の世話や水や食料の手配などをしていました。当時、Tさんは、高野町の各戸を回りましたが、子どものいる世帯を中心に、ほぼ半分程度の家族が避難を実行していました。他方、ガソリンも無く、避難も出来ない世帯もありました。当時は、各物流トラックは、放射能を恐れ、いわきに入らなかつたのです。いわき市では、少なくとも1か月程度、ガソリンや食料の供給が極端に少なくなっていました。このように、滞在者も大変な思いをしながらいわき市に残ったことを話して頂きます。

また、放射能の被害は当初の段階だけで終わりません。高野地区は、その山々から多くの山菜やキノコが取れる場所ですが、現在も、基準値越えの放射性物質が検出されます。基準値内の線量の評価は人によって様々であることから、以前のように、誰かに差し上げることが出来なくなってしまいました。Tさんは、喜んでもらえる人が少なくなってしまうことから、野菜づくや趣味の釣りも、徐々に足が遠のくようになってしまいました。以前は、遠方から、内郷高野地区に山菜取りなどに来ていましたが、今ではほとんど来なくなってしまいました。山に人が入らなくなると、草が道を閉ざされ、山が荒れてしまうのです。イノシシなどが増えてしまい、農業被害が出てきています。

このように原発の被害は継続していること、決して、以前のような、いわき市の豊かな自然を享受しながらの生活を取り戻せない状態です。

④ S. S (男性)

Sさんは、事故当時から現在まで中学校の現役教師です。

Sさんら教師達は、事故直後の2011年3月において、生徒の動向を電話などで確認し、3分の2くらいの生徒がいわき市外に避難していましたことを確認しました。その生徒達の避難が終わる重大な切っ掛けになったのが、3月29日にいわき市教育委員会が出した「4月6日に例年通りに学校を再開する」との通達でした。教師達は、その通達を受けて、急いで生徒達の親にその連絡をしました。生徒や親は、学校再開までわずか1週間しかないなか葛藤し、やむなく避難先から帰ってきました。皆が放射能への不安を抱いていました。皆が「復興のシンボルとしての学校再開」なのかと感じていました。

その後も、中学校への放射能への影響は残っています。たとえば、直接素足、素肌で触れることになるプールについては、いわき市教育委員会の指導のもと、現在も多くの学校で放射線量を計っています。

Sさんは、現在も飲料水は全てペットボトルの水ですが、2016年ころからはいわき産の野菜を購入することはあります。しかし、放射能への不安がなくなったわけではありません。地域の人が頑張って作ってくれている作物であると考え、あまり拒否も続けられないという心境です。

(2) 原告の立証計画

<今後の立証の予定> *原告が裁判所に出している立証計画に基づきます。

2019年11月20日 本人尋問4名<被害立証>

2020年1月15日 本人尋問4名<被害立証>

3月16日 ①証人尋問

尚絅学院大学総合人間科学系社会部門・高木竜輔先生

☞いわき市民が受けた固有の被害を立証する

②本人尋問

伊東達也原告団長

☞被告の悪質性（責任）と個人の被害立証

5月（日付未定）①専門家証人尋問（責任論）

②本人尋問2名～4名<被害立証>

7月（日付未定）本人尋問4名<被害立証>

*今後の本人尋問では、一般的な被害のほか、妊婦の被害、子どもの被害を、それぞれ原発事故当時妊婦や子どもだった原告より直接、リアルな体験をお話ししていただく予定です。

*5月の責任論の証人尋問を実施するかどうかは、2019年11月20日の裁判で明らかになる予定です。責任論の証人尋問の実施の有無により、本人尋問の人数は変動します。

2 東電

提出書類はない

※2019年11月13日現在の確認なので、20日の期日までに書類が提出されることはありません。

3 国

第 29 準備書面（予見可能性について）

意見書（原告申請の筒井哲郎氏の証人尋問について）

4 裁判所

裁判所から、原被告の主張整理案が出された。これは、原被告の主張の意味を確認し、争点を明確にするものです。判決の前提となる重要なものとなり、その内容を今後原被告で確認していきます。

5 第 38 回口頭弁論の進行

上記原告の①から④の順番で原告本人尋問が実際されます。

6 次回第 39 回法廷

2020 年 1 月 15 日（水）

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定しています。開始時間は午前 9 時 50 分を予定しています。

第 3 訴訟そのものの概要

1, 原告

福島県いわき市の市民 1,574 人（1 次 822 人／2 次 571 人／3 次 181 人）
世帯数（1 次 336 世帯／2 次 264 世帯・内 16 は 1 次と重複／3 次 83 世帯）

2, 原告の内訳

子ども 1（本件事故当時、0 歳から満 18 歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1 次 140 人／2 次 78 人／3 次 30 人）

子ども 2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1 次 8 人／2 次 6 人／3 次 5 人）

妊婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1 次 7 人／2 次 4 人）

一 般（1 次 667 人／2 次 483 人／3 次 146 人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時 0.04 マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で 18 歳未満の者に対しては毎月 8 万円、それ以外の者に対しては毎月 3 万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金 25 万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金 25 万円（②の慰謝料と合わせて合計 50 万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以 上